

一般社団法人デジタルメディア協会 賛助会員申込書

一般社団法人デジタルメディア協会に賛助会員として入会を申し込みます。

令和 年 月 日

会社名 (英語名)	フリガナ				
住所	フリガナ				
	〒 -				
電話: - -		FAX: - -			
代表者	フリガナ		印	役職名	
	電話: - -		FAX: - -		
E-mail:					
担当者	フリガナ		印	所属名 役職名	
	電話: - -		FAX: - -		
E-mail(必ずご記入ください):					
資本金	円	設立	年	従業員数	名
主な業種					

※ご担当者の記入欄には、協会からの連絡等をお受けいただける方をご記入下さい。

代表者の印鑑は代表者印でお願い致します。

※代表者様のメールアドレスについて、各種情報を代表者様にもお送りする場合ご記入ください。

※記入いただきました個人情報は協会の運営業務にのみ使用いたします。

※また、以下に当協会をご紹介いただきました方(会社)をご記入下さい。

会社名	
ご担当者名	

事務局記入欄	受付日	
	番号	
	その他	

一般社団法人デジタルメディア協会
会 費 規 程

1. 入会金、会費の年会費は次の通りとする。

～正会員及び準会員～

- 入会金：5万円（資本金5千万円未満の企業）
10万円（資本金5千万円以上1億円未満の企業）
15万円（資本金が1億円以上の企業）
年会費：18万円（資本金5千万円未満の企業）
30万円（資本金5千万円以上1億円未満の企業）
1口 50万円 ～ 6口 300万円（資本金が1億円以上の企業）

～賛助会員～

- 入会金：15万円
年会費：1口 50万円 ～ 6口 300万円

2. 入会金は入会時に、会費と共に指定された日までに前納しなければならない。

3. 入会金は次の場合に免除する。

- (1) 休会会員が再入会するとき
(2) 現会員である持ち株会社の連結決算対象となる事業者が入会するとき

4. 年会費の納入は年1回とし、毎年度4月末日までに全額を納入しなければならない。但し、新規会員については、別表「新規会員会費納入特例1. 2. 3. 4」に基づき、下記に掲げる期間に入会したものは、入会時に対応する会費を指定された日までに全額納入しなければならない。

■別表「新規会員会費納入特例1」
資本金5千万円未満の企業

期 間	納入金額
4 ～ 6月	180,000 円
7 ～ 9月	135,000 円
10 ～ 12月	90,000 円
1 ～ 3月	45,000 円

■別表「新規会員会費納入特例2」
資本金5千万円以上1億円未満の企業

期 間	納入金額
4 ～ 6月	300,000 円
7 ～ 9月	225,000 円
10 ～ 12月	150,000 円
1 ～ 3月	75,000 円

■別表「新規会員会費納入特例3」
資本金1億円以上の企業（1口の場合）

期 間	納入金額
4 ～ 6月	500,000 円
7 ～ 9月	375,000 円
10 ～ 12月	250,000 円
1 ～ 3月	125,000 円

■別表「新規会員会費納入特例4」
賛助会員の企業（1口の場合）

期 間	納入金額
4 ～ 6月	500,000 円
7 ～ 9月	375,000 円
10 ～ 12月	250,000 円
1 ～ 3月	125,000 円

5. 入会金、会費は不返還とする。